

# 令和7年1月農業委員会定例会議事録

日時	令和7年1月20日（月）午後1時30分～午後2時07分		
場所	さぬき市役所3階301・302		
	議事録署名委員の指名について		
日程第1	諸報告		
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1～7号)	
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第8～12号)	
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第13号)	
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第14号)	
日程第6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第15号)	
日程第7	その他		
出席委員	1 山下加代子 2 吉原博美 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 6 池田幸嗣 8 白川良一 9 林 文夫 10 藤井 修 11 樫村浩二 12 十川隆行 13 寒川孝志 14 戸田修治 16 細川和美 17 岩澤佳宣(会長職務代理者) 18 芳竹和政(会長)		
欠席委員	5 松岡浩二 7 大塚ノブ子 15 長田禎二		
事務局	蓮井敏彦事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査		
農林水産課	玉木省三副主幹		
農地機構	猪熊正農地集積専門員		
傍聴者	なし		



解約理由は貸人の要望のためです。

報告第7号、貸人、●●●、●●●●様、借人、●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●他2筆です。解約理由は売買のためです。

報告第8号、貸人、●●●●●●●●、●●●●様、借人、●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●番他6筆です。解約理由は借手の都合のためです。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

事務局の報告が終了致しました。

日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第7号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局

今月の3条の案件は7件ございまして、面積にして4, 142㎡、12筆です。

それでは、個別の案件についてご説明します。議案書1ページからでございます。

会長提出議案第1号についてご説明します。地区番号1、受付年月日、令和6年12月25日。譲渡人、●●●●●●●●、●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●、●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに畑、地積226㎡。譲渡人の申請事由、既に分家独立している者への譲渡、譲受人の申請事由、親族より受贈。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は0㎡、受人従事数は1人です。資料と致しましては1ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北約400mに位置しています。譲受人は譲渡人のご親戚で、現在は●●●にお住まいですが、申請地から徒歩一、二分の位置にご実家があり、月の約半分程度はこのご実家に居住している状況で、現在も申請地の管理をしているとのこと。退職後はご実家に戻られるご予定で、申請地においては梅やミカンの果樹を作付する計画です。

会長提出議案第2号についてご説明します。地区番号2、受付年月日、令和6年12月25日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに畑、地積216㎡。譲渡人の申請事由は農業廃止、譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は5,615㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては2ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●の北約900mに位置しています。譲受人は申請地周辺にも農地を所有しており、経営面積の保全管理も行っております。





全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	ないようですので、議案第1号から第7号につきましてお諮り致します。 議案第1号から第7号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第7号を原案のとおり認めることと致します。 日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第8号から第12号を 議題とし、一括上程致します。 それでは、事務局の説明をお願い致します。
事務局	それでは、非農地証明願いについてご説明致します。議案書の3ページをお 開きください。今回の非農地証明案件は5件ございます。対象農地は9筆で、 合計面積が8,781㎡です。 それでは、個別案件についてご説明させていただきます。 会長提出議案第8号、地区番号2、受付年月日、令和6年12月25日。 申請人、●●●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●● ●●●●番●です。台帳地目畑、現況地目山林、地積389㎡です。申請理 由は、平成14年頃から20年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したた めです。お手元の資料8ページ、9ページをご覧ください。 概要でございますが、さぬき市●●●、●●●●●●●●●●●●●●●●から西へ 約650mに位置しております。平成21年に相続により申請地を取得され ております。申請地は申請人の父が耕作を行っておりましたが、平成14年 頃から体調を崩し入院を繰り返すようになり、そのまま耕作放棄となり山 林化が著しくなったため、今回申請することとなりました。位置図は資料8 ページ、写真方向図は資料9ページ左側、現況写真は資料9ページ右側にな るのでご確認ください。 会長提出議案第9号、地区番号2、受付年月日、令和6年12月25日。 申請人、●●●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●● ●●●●番●他2筆です。台帳地目、全筆畑、現況地目、全筆山林、合計地積 4,748㎡です。申請理由は、平成5年頃から30年以上、耕作不能な状 態が継続し、山林化したためです。お手元の資料10ページから14ページ をご覧ください。 概要でございますが、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●●●●●●●●から西約 650mに位置しております。平成20年に相続により申請地を取得されて おります。申請地は平成5年頃から申請者の父が高齢となり耕作が行えな くなり、申請者も会社勤めで耕作ができず耕作放棄となり、山林化が著しくな ったため、申請に至りました。位置図は資料10ページ、写真方向図は資料 12ページ右側、現況写真は資料13、14ページになるのでご確認ください。



眞田幸隆委員

それでは、議案第8号。これ8号、9号、10号につきましては、同一地区、通称●●●●●●と言われる地域で、同一の場所になるので、一括ご説明を致します。

15日に現地のほうを確認に行きました。現地のほうは雑木等も繁茂状態で、復旧することは困難いうことで、非農地にするのが適正かなと判断致しました。どうぞよろしくお願い致します。

11号なんですが、これについても15日に現地のほうを確認に行きました。説明どおり、現地状況はもう耕作不能というような状況であることから、止むを得ないと判断致します。

以上です。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

林文夫委員

第12号ですけども、昨日、推進委員さんと一緒に3人で調査に行きましたけども、畑と言っていいものか、原野で、山の中の一角だったので、非農地証明のお願いは出さざるを得ないと思います。どうぞよろしくお願い致します。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第8号から第12号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

ないようですので、議案第8号から第12号についてお諮りします。議案第8号から第12号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第8号から第12号を原案のとおり認めることと致します。

日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第13号を議題とし、上程致します。

それでは、事務局、説明をお願い致します。

事務局

今月の4条の案件は1件ございまして、面積にして642㎡の1筆です。議案書4ページでございます。

会長提出議案第13号についてご説明します。地区番号2、受付年月日、令和6年12月25日。申請人、●●●●●●●●●●、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番。台帳地目畑、現況地目宅地、地積942㎡。転用目的、農業用倉庫、駐車場、休憩所。工事着完予定年月日、昭和44年2

月4日から昭和44年7月31日。農地区分、第1種農地。無断転用是正の案件です。資料と致しましては21から22ページで、位置図を21ページに掲載しております。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●の北約800mに位置しており、道路及び水路に隣接しています。申請地は、昭和44年頃、前所有者が工場用地として転用許可を受けずに造成し、その後、必要な手続が取られないまま前所有者が死亡し、現在は農業用施設として利用されております。このたび無断転用が発覚したため、是正の申請に至りました。なお、第1種農地ではありませんが、農業振興のための施設であるということから不許可の例外に該当します。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。

眞田幸隆委員 それでは、議案第13号、この農地についても15日に現地を確認に行きました。長期間、いわゆる目的外使用ということで、現状は農業用倉庫、これは工場用地ということなので、鉄骨のスレートぶきで建っております。それから、その北側については駐車場、それから、雑木というか庭木というか、そういうのも植えられており、もうこの4条の申請はこの転用目的どおりと思われるので、止むを得ないと判断致します。どうぞよろしく申し上げます。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第13号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、それでは、議案第13号についてお諮りします。議案第13号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第13号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第14号を議題とし、上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 今月の5条の案件は1件ございまして、面積にして440㎡の1筆です。

議案書 5 ページでございます。

会長提出議案第 1 4 号についてご説明します。地区番号 3、受付年月日、令和 6 年 1 2 月 2 5 日。譲渡人、●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積 4 4 0 m<sup>2</sup>。転用目的、分家住宅。工事着完予定年月日、令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日。権利は使用貸借権の設定、農地区分、第 3 種農地、用途区分、準工業地域。資料と致しましては 2 3 から 2 4 ページで、位置図を 2 3 ページ左側に掲載しております。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の東約 1 2 0 m に位置しており、田及び道路に隣接しています。譲受人は譲渡人の子で、現在は借家にお住まいですが、家族も増え手狭となったため、親の土地を借りて居宅を新築するため申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

林文夫委員 第 1 4 号ですけれども、昨日この 3 人で行ってまいりましたけれども、特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第 1 4 号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案第 1 4 号についてお諮りします。議案第 1 4 号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第 1 4 号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第 6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第 1 5 号を上程致します。なお、今月の議案で、議案書 8 ページの整理番号 2 9 番が●●委員の関係議案になりますので、除外対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局から説明を求めます。

事務局 会長提出議案第 1 5 号について、委員さん案件を除き、ご説明致します。農地の貸し借りについての説明で、議案書 6 ページから 9 ページとなりま

す。

貸付先は、個人3件、農地中間管理機構28件の合計31件となっております。31件のうち、新規19件、再設定12件となっております。31件のうち、賃借権4件、使用貸借権27件となっております。賃借権の内訳としまして、3,000円が3件、2,000円1件となっております。期間は、10年13件、8年5か月1件、6年14件、5年11か月1件、5年1件、1年1件となっております。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の78件についてご説明致します。別紙の資料の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人57件、法人21件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権9件、使用貸借権69件となっております。期間は、10年47件、8年5か月1件、6年28件、5年11か月2件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。

以上です。

議長（会長） 説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等ある場合、整理番号を指定の上、ご発言ください。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案書の整理番号第29番を除く議案第15号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案書の整理番号29番を除く議案第15号につきまして原案のとおり認めることと致します。

続きまして、議案書で●●委員の関係議案である整理番号29番の審議に入ります。

では、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長） では、事務局から説明を求めます。

事務局 会長提出議案第15号についての委員さんの案件は1件で、新規、設定する権利等の種類は使用貸借権、期間は7か月となっております。

以上です。

議長（会長） 説明が終了致しました。質疑等はありませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、原案のとおり承認致します。  
退席されている●●委員の再入場を求めます。

（●●委員 着席）

議長（会長） 本日上程の議案については以上ですが、日程第7 その他で何かありませんか。  
農地集積専門員から何か。

農地機構 ございませぬ。

議長（会長） それでは、事務局。

事務局 次回の定例会ですけれども、2月20日の同じ13時30分からここで行いますので、よろしくお願ひ致します。以上です。

議長（会長） 以上をもちまして、令和7年1月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議を頂き、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

（ 2時07分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・14名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて  
賛成委員・・・・・・・・・・14名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・14名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・14名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・14名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 9 番

署名委員 10 番